

## 第22期第25回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年12月14日（木） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 令和6年上期土石採取計画について（協議）

資料1

(2) あわび、なまこの採捕期間制限に係る許可方針の改正について（協議）

資料2

(3) 一本釣に使用する集魚灯に係る委員会指示について（協議）

資料3

(4) その他

5漁管第1392号  
令和5年12月12日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長  
(漁業調整係)



令和6年上期土石採取計画について(協議)

このことについて、令和5年12月7日付5港第540号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



# 令和6年上期土石採取計画について

## 令和6年上期土石採取計画量

単位:万m<sup>3</sup>

採掘場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	12.00	7.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00							63.00	63.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								1.20	1.20				7.60	10.00	10.00
		計画								1.08	1.08				6.84	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.9315	0.9315	22.50	22.50	3.726	50.59	50.59	50.59
		計画								0.9315	0.9315	19.00	21.00	3.726	45.59	45.59	45.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59	181.59
		計画	18.00	13.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00	2.01	2.01	19.00	21.00	10.57	129.59	129.59	129.59

## 令和5年下期土石採取計画量(当初)

単位:万m<sup>3</sup>

採掘場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	9.80	7.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00							58.00	58.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60	10.00	10.00
		計画								0.36	0.96				7.68	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	1.93	22.50	22.50	12.33	181.59	181.59	181.59
		計画	15.80	13.20	4.40	9.00	6.80	8.80	12.00	1.29	1.89	21.00	21.00	11.41	126.59	126.59	126.59

## 令和5年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m<sup>3</sup>

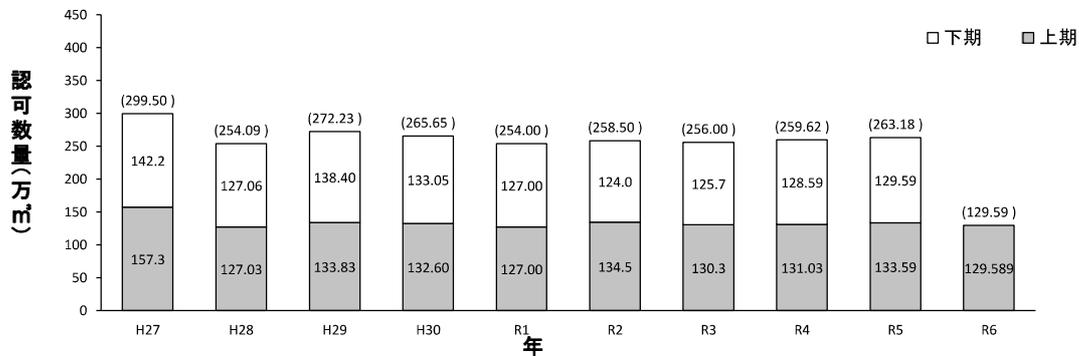
採掘場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.00	7.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50							60.00	60.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.80	2.00				7.20	10.00	10.00
		計画								0.72	1.80				6.48	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	181.59
		計画	16.00	13.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50	1.65	2.73	21.00	21.00	10.21	128.59	128.59	128.59

## 令和4年下期土石採取計画量(当初)

単位:万m<sup>3</sup>

採掘場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 漁場 外											小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	9.50	7.10	4.30	9.00	6.60	8.50	12.00							57.00	57.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.60				8.00	10.00	10.00
		計画								0.36	1.44				7.20	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.53	22.50	22.50	11.73	181.59	181.59	181.59
		計画	15.50	13.10	4.30	9.00	6.60	8.50	12.00	1.29	2.37	21.00	21.00	10.93	125.59	125.59	125.59

## 土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和6年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）								
		糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区	
		糸島漁協	福岡市漁協		新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協
福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会		新宮相島漁協	宗像漁協	筑共第14号漁業権管理委員会		響灘9ヶ浦漁業代表者協議会			
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●		●					
	烏帽子北	●	●		●					
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●	●	○	●					
	烏帽子北	●	●		●					
	小呂南東	●	●	○	●					
	長間礁北	●	●	○	●					
	栗ノ上	●	●	○	●	●				
	栗ノ上西	●	●	○	●	●				
	宗像				●	●	○			
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原					●	●	●	○	
	岩屋					●	●	●	○	
	遠賀沖					●	●	●	○	
北九州砂採取販売協同組合	柏原					●	●	●	○	
	岩屋					●	●	●	○	
	白島						○		●	●
	白島西						○		●	●
	遠賀沖					●	●	●	○	

5 港 第 5 4 0 号  
令和 5 年 1 2 月 7 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿  
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長  
(管理係)



令和 6 年上期土石採取計画について (協議)

このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第 7 条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
35	唐津湾海区砂採取協同組合	小呂島南西沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
36	唐津湾海区砂採取協同組合	烏帽子島北沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
37	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
38	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
39	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
40	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
41	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
42	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
43	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
44	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
45	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
46	玄洋海砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
47	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
49	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	令和 5 年下期認可区域から変更あり
50	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
48	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 5 年下期認可区域と同じ
51	北九州砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 5 年下期認可区域と同じ



県土整備部港湾課  
管理係 荒倉  
内線 4556

## あわび、なまこ採捕禁止期間規定に係る各漁業種類の許可方針改正について

漁業管理課

### 【経過及び概要】

- ・令和 5 年 7 月に漁業調整規則改正に伴い、あわび・なまこの採捕禁止期間の規定を削除。
- ・これに合わせて、漁業権免許の条件及び委員会指示にてあわび及びなまこの採捕禁止期間を規定。
- ・委員会指示による採捕禁止期間の規定は、許可漁業に同規定を追加するまでの間を補完。
  - ※ 現行の採捕禁止期間 あわび : 11 月 1 日～12 月 20 日
  - なまこ (北九州海域以外) : 4 月 1 日～ 9 月 30 日
  - なまこ (北九州海域) : 5 月 1 日～10 月 31 日
- ・今回、許可方針に同規定を追加する漁業種類、文言を整理。

### 【改正内容】

#### 1. 条件の改正

##### (1) 関係する漁業の名称 (漁業種類)

- ①小型底びき網 (手繰第 2 種えびこぎ網、手繰第 2 種自家用餌料用びき網)
- ②中型まき網 (あじさばまき網、かたくちいわしまき網、しいらづけまき網)
- ③ごち網 (きす 1 そうごち網、たい 1 そうごち網、沖合たい 2 そうごち網、たい 2 そうごち網、えそごち網)
- ④浮きびき網 (さより浮きびき網、とびうお浮きびき網)
- ⑤さし網 (きす流しさし網、さわら流しさし網、ぶり囲いさし網、雑魚囲いさし網、さより囲いさし網、自家用餌料用さんま流しさし網)
- ⑥固定式さし網 (かれいひらめ固定式さし網、雑魚固定式さし網、固定式さし網)
- ⑦敷網 (浮敷網)
- ⑧集魚灯利用すくい網 (集魚灯利用すくい網)
- ⑨小型いかつり (小型いかつり、自家用餌料用小型いかつり)
- ⑩かご (いかかご、ふぐかご、雑魚かご、あなごかご、沿岸ぬたうなぎ、沖合ぬたうなぎ)
- ⑪たこつぼ (たこつぼ)
- ⑫潜水器 (潜水器)

## (2) あわびの採捕禁止期間

- 各漁業種類の漁業時期に合わせて、あわびの採捕禁止期間を一律で規定。

例：漁業時期が1月1日～11月30日の場合

採捕禁止期間：11月1日～11月30日

- 許可上の全ての操業区域で採捕禁止期間を規定。
- 特に、固定式さし網、雑魚かご及びたこつぼは、漁業権漁場内において漁業権に基づく操業と漁業権漁場外における許可に基づく操業が同一漁具で同時に行われる場合があるため、許可上の操業区域に限定した内容で採捕禁止期間を規定。

例：条件1で操業禁止区域を規定していた場合

「条件1で掲げる操業してはならない海域以外の海域において、・・・」

- 既存の条件に「○○以外を目的として採捕してはならない」旨の規定があった場合、混獲されたあわびの採捕を禁止。

## (3) なまこの採捕禁止期間

- 各漁業種類の漁業時期に合わせて、なまこの採捕禁止期間を一律で規定。ただし、

(i) 北九州以外の海域※、(ii) 北九州海域※をそれぞれ以下とお整理した

(i) の海域 漁業時期に合わせて4月1日から9月30日の間、採捕禁止

(ii) の海域 漁業時期に合わせて5月1日から10月31日の間、採捕禁止

例：漁業時期が5月1日～11月30日の場合

採捕禁止期間：(i) の海域 5月1日～9月30日

(ii) の海域 5月1日～10月31日

- 許可上の全ての操業区域で (i) 又は (ii) の区域に分けて採捕禁止期間を規定。
- 他の条件において操業禁止区域が規定されている場合、(i) 又は (ii) の海域を定義したうえで、許可上の操業区域に限定した内容で採捕禁止期間を規定。

例：条件1で操業禁止区域を規定していた場合

「条件1で掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i) 又は

(ii) の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i) の海域 …… (ii) の海域 ……」

- 他条件に「○○以外を目的として採捕してはならない」旨の規定があった場合、混獲されたなまこの採捕を禁止。

※なまこの採捕禁止期間を分けるため、便宜上の海域の名称であり、許可証には (i) の海域もしくは (ii) の海域のみを記載

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域（北九州海域以外）

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域（北九州海域）

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線（筑共第14号と16号の境界線）

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖ノ島東端を結ぶ線（通称、昭和26年線）

## 2. 条件以外の改正

- ・潜水器（脇田地区）は漁獲対象がなまこのみ。
- ・漁業時期の変更で対応。

現行 10月1日から翌年3月31日

改正後 11月1日から翌年4月30日

## 3. 附則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

- ・この許可方針は〇〇地区については令和〇年〇月〇日（現行許可満了日の3ヶ月前）から適用する。なお、この許可方針の施行の日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

(参考)

※あわび採捕禁止期間中の、区域外操業による採捕はそもそも許可に基づかない採捕。＝3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

※なまこ採捕禁止期間中の、区域外操業による採捕はそもそも許可に基づかない採捕。＝3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

ただし、採捕禁止期間が海域によって異なるため、委員会指示の文言をそのまま適用すれば、操業禁止区域であっても(i)の海域もしくは(ii)の海域が規定されてしまうので、条件1の操業禁止区域と矛盾が生じてしまう。このため、1に掲げた海域以外の旨を規定し、あくまで操業区域内における採捕禁止期間を規定することとした。

免許番号 筑共 第 1 号

## 共同漁業免許状

住所 福岡県糸島市志摩岐志778番地の5

氏名又は名称 糸島漁業協同組合

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 漁場の位置          | 別紙のとおり  |
| 2 漁場の区域          | 別紙のとおり  |
| 3 漁業の種類          | 別紙のとおり  |
| 4 漁業時期           | 別紙のとおり  |
| 5 存続期間           | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで                                  |
| 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 団体漁業権   |
| 7 条 件            |   |
|                  | (1) <u>4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</u>   |
|                  | (2) <u>11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</u> |

上記のとおり免許する。

令和5年8月29日

福岡県知事

服部 誠太郎



令和5年8月29日 付け免許漁業原簿に登録済

筑共第1号

漁業の種類		漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	びな漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	うみにな漁業	1月1日から12月31日まで
"	あかにし漁業	1月1日から12月31日まで
"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐにし漁業	1月1日から12月31日まで
"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
"	あおのり漁業	11月1日から翌年4月30日まで
"	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで

免許番号 筑共 第 16 号

## 共 同 漁 業 免 許 状

住 所 福岡県北九州市若松区大字小竹3008番地7

氏名又は名称 北九州市漁業協同組合

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 漁場の位置          | 別紙のとおり  |
| 2 漁場の区域          | 別紙のとおり  |
| 3 漁業の種類          | 別紙のとおり  |
| 4 漁業時期           | 別紙のとおり  |
| 5 存続期間           | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで                                  |
| 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 団体漁業権   |
| 7 条 件            |   |
|                  | (1) <u>5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</u>  |
|                  | (2) <u>11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</u> |

上記のとおり免許する。

令和5年8月29日

福岡県知事

服部 誠太郎

令和5年8月29日 付け免許漁業原簿に登録済

筑共第16号

漁業の種類		漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年4月30日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	びな漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あかにし漁業	1月1日から12月31日まで
"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで
"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
"	もずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
"	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	くろめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から12月31日まで
"	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から12月31日まで
"	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
"	あなごうけ漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚かご漁業	1月1日から12月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第 207 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区でのあわび資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第 42 条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第 4 条の漁業の許可のうち、同規則第 13 条に基づく許可等の条件において、禁止事項に定める期間内においてあわびの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和 5 年 7 月 21 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 禁止事項

11 月 1 日から 12 月 20 日までの期間、あわびを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第 205 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区でのなまこ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、次の各号に該当する場合は適用しない。

- (1) 試験研究機関等が試験研究等を目的として漁業法施行規則第 42 条に基づく特定水産動植物の採捕の許可を受け採捕する場合
- (2) 漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合
- (3) 漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び福岡県漁業調整規則第 4 条の漁業の許可のうち、同規則第 13 条に基づく許可等の条件において、各海域の禁止事項に定める期間内においてなまこの採捕の禁止期間を規定している漁業の許可を有し、同漁業の許可に基づき採捕する場合

令和 5 年 7 月 21 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

- (1) 筑前海区海域のうち、次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を結ぶ線以西の海域。
- (2) 筑前海区海域のうち、次の基点第 27 号と、A 線と B 線の交点を結ぶ線以东の海域。  
基点第 27 号 鳥帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位 169 度 42 分 31.5 メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）  
A 線 基点第 27 号から真方位 347 度の線  
B 線 旧 2 号浮標（世界測地系北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒）と沖ノ島東端を結ぶ線

2 禁止事項

- (1) 1 の (1) の海域  
4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、なまこを採捕してはならない。
- (2) 1 の (2) の海域  
5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、なまこを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
小型機船底びき網	手繰第2種えびこぎ網	糸島、宗像、遠賀	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1
小型機船底びき網	手繰第2種えびこぎ網	福粕、北九州	4/16-12/16	なし	可	可	11月1日から12月16日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月16日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.4.16
小型機船底びき網	手繰第2種自家用餌料びき網	糸島、宗像	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1
小型機船底びき網	手繰第2種自家用餌料びき網	福粕、遠賀、北九州	4/16-12/16	なし	可	可	11月1日から12月16日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月16日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.4.16
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	糸島(筑共1号)	11/1-翌年3/31	なし	可	不可	なし	(漁業時期にて規定)	R8.11.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	福岡(筑共3号)	12/1-翌年3/31	なし	可	不可	なし	(漁業時期にて規定)	R10.12.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	福岡(筑共6号)	1/1-3/31	なし	可	不可	なし	(漁業時期にて規定)	R9.1.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	福岡(筑共8号)	12/1-翌年3/31	なし	可	不可	なし	(漁業時期にて規定)	R8.12.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	相島(筑共10号)	10/1-翌年3/31	なし	可	不可	なし	(漁業時期にて規定)	R8.10.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	北九州(筑共16号)	11/1-翌年4/30	なし	不可	可	なし	(漁業時期にて規定)	R10.11.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	北九州(筑共18号)	11/1-翌年4/30	なし	不可	可	なし	(漁業時期にて規定)	R10.11.1
小型機船底びき網	手繰第3種なまこ桁網	北九州(筑共19号)	11/1-翌年4/30	なし	不可	可	なし	(漁業時期にて規定)	R8.10.1
小型機船底びき網	手繰第3種貝桁網	博多湾	12/1-翌年4/30	アカガイ目的	可	不可	なし	4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	—
中型まき網	あじさばまき網	宗像(4月操業)	4/15-4/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なまこを採捕してはならない。	R6.4.15
中型まき網	あじさばまき網	福岡、宗像	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1
中型まき網	かたくちいわしまき網	糸島	10/1-翌年4/30	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から4月30日の期間 (ii)の海域 10月1日から10月31日の期間	R8.10.1
中型まき網	しいらづけまき網	筑前海	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R10.5.1
あわび	あわび	糸島、福岡、新宮相島、宗像、遠賀、北九州	1/1-12/31	なし	—	—	11月1日から12月21日の期間中、あわびを採捕してはならない。	なし	R6.9.1
なまこ	なまこ	糸島、福岡、新宮相島、宗像、遠賀、北九州	1/1-12/31	なし	—	—	なし	筑共1~15号 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。 筑共16~21号 5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R6.9.1
ごち網	きす1そうごち網	糸島、福粕、宗像、北九遠賀	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
ごち網	たい1そうごち網	糸島、福粕、宗像、北九遠賀	5/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1
ごち網	沖合たい2そうごち網	福岡	5/1-12/31	なし	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.5.1
ごち網	たい2そうごち網	糸島	5/1-12/31	なし	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.5.1
ごち網	えそごち網	遠賀	6/1-11/20	なし	可	不可	11月1日から11月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	6月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.6.1
浮きびき網	さより浮きびき網	糸島(筑共1号)	2/1-4/30	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R9.2.1
浮きびき網	さより浮きびき網	糸島・福岡(筑共3,4号)	2/1-4/30	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.2.1
浮きびき網	さより浮きびき網	福岡(筑共6号)	1/1-10/31	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R9.1.1
浮きびき網	さより浮きびき網	福岡(筑共8号)	4/1-5/31 9/1-11/30	サヨリ目的	可	不可	11月1日から11月30日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から5月31日及び9月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.4.1
浮きびき網	さより浮きびき網	相島(筑共10号)	11/1-翌年4/30	サヨリ目的	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.11.1
浮きびき網	さより浮きびき網	宗像(筑共12号)	2/1-5/31	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から5月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.2.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
浮きびき網	さより浮きびき網	遠賀、ひびき灘(筑共14号)	2/1-7/31	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から7月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.2.1
浮きびき網	さより浮きびき網	北九州(筑共16-20)	3/1-9/30	サヨリ目的	不可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	5月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.3.1
浮きびき網	とびうお浮きびき網	福岡(玄界島)	6/1-10/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	6月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.6.1
浮きびき網	とびうお浮きびき網	筑共8・9号	5/15-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なまこを採捕してはならない。	R8.5.15
浮きびき網	とびうお浮きびき網	宗像	6/1-7/31 9/1-10/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	6月1日から7月31日及び9月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕しては	R10.6.1
浮きびき網	とびうお浮きびき網	遠賀(波津)	5/1-10/31	なし	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1
浮きびき網	とびうお浮きびき網	脇田・脇之浦	6/1-10/31	なし	不可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なまこを採捕してはならない。	R8.6.1
浮きびき網	とびうお浮きびき網	岩屋	8/1-10/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	8月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R10.8.1
さし網	きす流しさし網	糸島(野北以外)	5/1-10/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	5月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.5.1
さし網	きす流しさし網	糸島(野北)、福粕、遠賀、宗像、北九州	5/1-10/31	なし	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 5月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.5.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
さし網	さわら流しさし網	志賀島、玄界島	9/1-12/31	なし	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	9月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R9.9.1
さし網	ぶり囲いさし網	糸島	4/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R9.1.1
さし網	ぶり囲いさし網	福粕・宗像(津屋崎、神湊、大島以外)	1/1-11/30	なし	可	可	11月1日から11月30日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R10.1.1
さし網	ぶり囲いさし網	宗像(津屋崎、神湊)	4/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R10.4.1
さし網	ぶり囲いさし網	宗像(大島)	1/1-11/30	なし	可	可	11月1日から11月30日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.1.1
さし網	ぶり囲いさし網	遠賀	1/1-11/30	なし	可	可	11月1日から11月30日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.12.1
さし網	ぼら囲いさし網	福岡	1/1-12/31	ぼら目的	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.12.1
さし網	ぼら囲いさし網	志賀島	1/1-12/31	ぼら目的	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R10.12.1
さし網	ぼら囲いさし網	宗像	1/1-12/31	ぼら目的	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.12.1
さし網	ぼら囲いさし網	北九州	1/1-12/31	ぼら目的	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.12.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
さし網	ぼら囲いさし網	上記以外	1/1-12/31	ぼら目的	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.12.1
さし網	雑魚囲いさし網	糸島	1/1-12/31	なし	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
さし網	雑魚囲いさし網	福岡	1/1-12/31	なし	可	不可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
さし網	さより囲いさし網	宗像	1/1-5/31	サヨリ目的	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から5月31日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.1.1
さし網	さより囲いさし網	北九州(藍島)	11/1-翌年1/31	サヨリ目的	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.1
さし網	自家用餌料用さんま流しさし網	福岡、宗像、遠賀、ひびき灘	11/1-翌年3/31	餌目的	可	可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.11.1
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	A区域(福岡)	1/10-3/26	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.10
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	B区域(糸島)	1/7-3/23	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.7
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	C区域(福岡、相島、福津)	1/9-3/25	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.9
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	D区域(宗像)	1/15-3/17	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.15

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	E区域(遠賀)	1/15-3/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.15
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	F区域(糸島、福岡、相島)	1/15-3/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.15
固定式刺し網	かれいひらめ固定式さし網	G区域(柏原)	1/15-3/31	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.1.15
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	A区域(大島)	1/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	A区域(大島)	3/28-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	I区域(波津・芦屋)	1/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	I区域(芦屋)	4/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なまこを採捕してはならない。	R8.4.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	ウ区域(柏原・岩屋)	1/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	ウ区域(柏原・岩屋)	4/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なまこを採捕してはならない。	R8.1.1
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	エ区域(志賀島・津屋崎)	1/1-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.1.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	工区域(弘・相島・津屋崎)	3/26-6/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から6月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.3.26
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	A区域(小呂島)	3/27-4/25	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から4月25日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.3.27
固定式刺し網	雑魚固定式さし網	B区域(姫島)	3/24-4/30	なし	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	4月1日から4月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.3.24
固定式刺し網	固定式刺し網	福岡湾	6/1-翌年5/31	なし	可	不可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.6.1
固定式刺し網	固定式刺し網	北九州市	1/1-12/31	なし	不可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.12.1
敷網	浮敷網	宗像	1/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.12.1
集魚灯利用すくい網	集魚灯利用すくい網	宗像、北九州・ひびき灘	1/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.12.1
小型いかつり	小型いかつり	県内	4/1-翌年3/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.4.1
小型いかつり	小型いかつり	県外	4/1-翌年3/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R6.4.1
小型いかつり	自家用餌料用小型いかつり	県内	4/1-翌年3/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.4.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
かご	いかかご	糸島、福岡	2/5-4/30	なし	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	次の(i)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から4月30日の期間	R8.2.5
かご	いかかご	福粕、宗像	2/5-6/30	なし	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から6月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から6月30日の期間	R8.2.5
かご	いかかご	宗像、遠賀・北九州	2/5-7/31	なし	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から7月31日の期間 (ii)の海域 5月1日から7月31日の期間	R8.2.5
かご	ふぐかご	糸島、福粕、宗像、遠賀、北九州・遠賀	9/1-12/31	なし	可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 9月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 9月1日から10月31日の期間	R8.9.1
かご	雑魚かご	福岡湾	6/1-翌年5/31	なし	可	不可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、6月1日から9月30日及び4月1日から5月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.6.1
かご	雑魚かご	関門	10/1-翌年9/30	なし	不可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.10.1
かご	雑魚かご	若松・戸畑、北九州	12/1-翌年11/30	なし	不可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.12.1
かご	雑魚かご	福粕、宗像	1/1-12/31	なし	可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.12.1
かご	あなごかご	宗像	6/1-11/30	あなご目的	可	不可	11月1日から11月30日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	6月1日から9月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。	R8.6.1
かご	沿岸ぬたうなぎ	遠賀	11/21-2月末	ぬたうなぎ目的	可	可	11月21日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.11.21

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
かご	沿岸ぬたうなぎ	宗像	1/1-4/30	ぬたうなぎ目的	可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次に掲げる海域においては、4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこを採捕してはならない。 (i)の海域	R6.1.1
かご	沿岸ぬたうなぎ	上記以外	11/1-2月末	ぬたうなぎ目的	可	可	11月1日から12月20日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.11.1
かご	沖合ぬたうなぎ	福岡、宗像	4/1-11/30	ぬたうなぎ、あなご目的	可	可	11月1日から11月30日の期間中、混獲されたあわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、混獲されたなまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.4.1
たこつぼ	たこつぼ	関門	1/1-12/31	なし	可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R8.12.1
たこつぼ	たこつぼ	関門以外	1/1-12/31	なし	可	可	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域において、11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	1に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。 (i)の海域 4月1日から9月30日の期間 (ii)の海域 5月1日から10月31日の期間	R9.12.1
潜水器	潜水器	脇之浦	1/1-12/31	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1
潜水器	潜水器	若松	1/1-12/31	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカメ	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1
潜水器	潜水器	平松	1/1-12/31	アワビ、サザエ、ナマコ、ミルカイ、タイラギ、ウチムラサキ	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1
潜水器	潜水器	長浜	1/1-12/31	アワビ、サザエ、ナマコ、ミルカイ、タイラギ、ウチムラサキ	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1
潜水器	潜水器	大里	適宜	なし	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
潜水器	潜水器	旧門司	適宜	なし	不可	可	11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.11.1
潜水器	潜水器	藍島	12/21-翌年10/31	アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ	不可	可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.12.21
潜水器	潜水器	岩屋	8/1-10/31 12/21-翌年3/31	アワビ、サザエ、ウニ	可	不可	なし(漁業時期があわび採捕時期に該当)	なし(採捕の対象外)	R8.4.1
潜水器	潜水器	脇田	10/1-翌年3/31 11/1-翌年4/30	ナマコ	不可	可	なし(採捕の対象外)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R8.10.1
潜水器	潜水器	野北	12/15-12/31	ナマコ	可	不可	なし(採捕の対象外)	なし(漁業時期がなまこ採捕時期に該当)	R9.1.1
潜水器	潜水器	白島南東	4/1-10/31	ウニ	不可	可	なし(採捕の対象外)	なし(採捕の対象外)	R7.4.1
地びき網	地びき網	筑前海区	1/1-12/31	なし	—	—	なし	筑共1~15号 4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。 筑共16~21号 5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R10.7.1
小型定置網	小型定置網	筑共1,9,12号	1/1-12/31	なし	可	不可	なし	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R10.10.1
小型定置網	小型定置網	筑共6号	1/1-12/31	なし	可	不可	なし	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.7.1
小型定置網	小型定置網	筑共14号	4/1-10/31	なし	可	不可	なし	4月1日から9月30日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.4.1

漁業の名称	漁業種類	地区	漁業時期	魚種の限定	(i)の海域の操業の可否(※)	(ii)の海域の操業の可否(※)	あわび条件	なまこ条件	許可の一斉更新日
小型定置網	小型定置網	筑共21号	1/1-12/31	なし	不可	可	なし	5月1日から10月31日の期間中、なまこを採捕してはならない。	R8.10.1

(※)

(i)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域。(北九州海域以外)

(ii)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以东の海域。(北九州海域)

基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡)

A線 基点第27号から真方位347度の線(筑共第14号と筑共第16号の境界線の延長線)

B線 旧2号浮標(世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒)と沖ノ島東端を結ぶ線(通称、昭和26年線)

附則(条件(あわび、なまこ採捕禁止期間)の追加)

この改正許可方針は令和5年12月14日から施行する。ただし、〇〇地区については令和〇年〇月〇日(現行許可満了日の3ヶ月前)から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

### 凡例

- 2ごち禁止区域ライン
- えびこぎ禁止ライン
- 沖2ごち禁止ライン
- きす1ごち共通禁止区域
- ▨ たい1そうごち網共通禁止区域
- まき網4月禁止区域
- - - 山口対県中央(参考)

日本測地系 $34^{\circ} 20'$ の線  
(沿岸ぬたうなぎと沖合ぬたうなぎの境界)

日線

A線(筑共第14号と筑共第16号の延長線)

**なまこ採捕禁止期間  
4月1日～9月30日**

**なまこ採捕禁止期間  
5月1日～10月31日**



0 5キロメートル

## 一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示について

### 筑前海区における釣りの集魚灯の規制の考え方

#### ・福岡県漁業調整規則による規制

福岡県漁業調整規則 40 条により沿岸域及び沖ノ島、小呂島、烏帽子島の 3 海里以内においては（委員会指示では A 海域と規定）、集魚灯に使用する電球は 10 キロワット以内に制限

#### ・許可漁業の制限措置による規制

小型いかつり漁業（5 トン以上 30 トン未満の漁船を使用してイカを目的に行う釣り）は、許可漁業として、制限措置により委員会指示と同等の規制（45 キロワット以内、ソケット数）を実施

#### ・委員会指示による規制

本委員会指示は、一本釣りをを行う全ての船舶を対象に、漁業調整規則と同様の光力規制及び漁業調整規則の光力規制の及ばない海域（委員会指示では B 海域と規定）について、集魚灯の光力（45 キロワット以内）及び電気設備（ソケット数）の規制を行うもの

また、漁業調整規則や小型いかつり漁業の規制には定義されていない LED 灯の取り扱いについても規定

### 委員会指示発出のこれまでの経過

#### ・光力の規制

一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示は、光力 30 キロワット以内の規制が平成元年に初めて発出された（H1.3.30 指示 49 号）。その後、平成 6 年に 45 キロワット以内に引き上げられた（H6.3.17 指示 67 号）。

#### ・電気設備（ソケット数等）の規制

光力 45 キロワット規制のみでは、他県船の違反等に対する秩序維持が図れない状況があり、平成 11 年に「装着できる放電灯 3 キロワット以内のもの 15 灯以内」の規制が追加された（H11.3.29 指示 92 号）。さらに平成 18 年にはソケット数の規制も追加された（H18.3.28 指示 121 号）。

#### ・LED 灯の取り扱い

また、平成 29 年に今後、従来の放電灯より消費電力の低い LED 灯を使用する漁船が出てきた場合、これまでの規制だけでは、不十分と言うことで、LED 灯を使用した場合の消費電力換算の規定が追加された（H29.1.6 指示 178 号）。

## (現行)

### 筑前海区漁業調整委員会指示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和5年3月7日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一

#### 1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

#### 2 指示の適用海域

##### (1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

##### (2) B海域

A海域を除く海域

#### 3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

#### 4 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## (原案)

### 筑前海区漁業調整委員会指示第\_\_\_\_\_号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一

#### 1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

#### 2 指示の適用海域

##### (1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

##### (2) B海域

A海域を除く海域

#### 3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

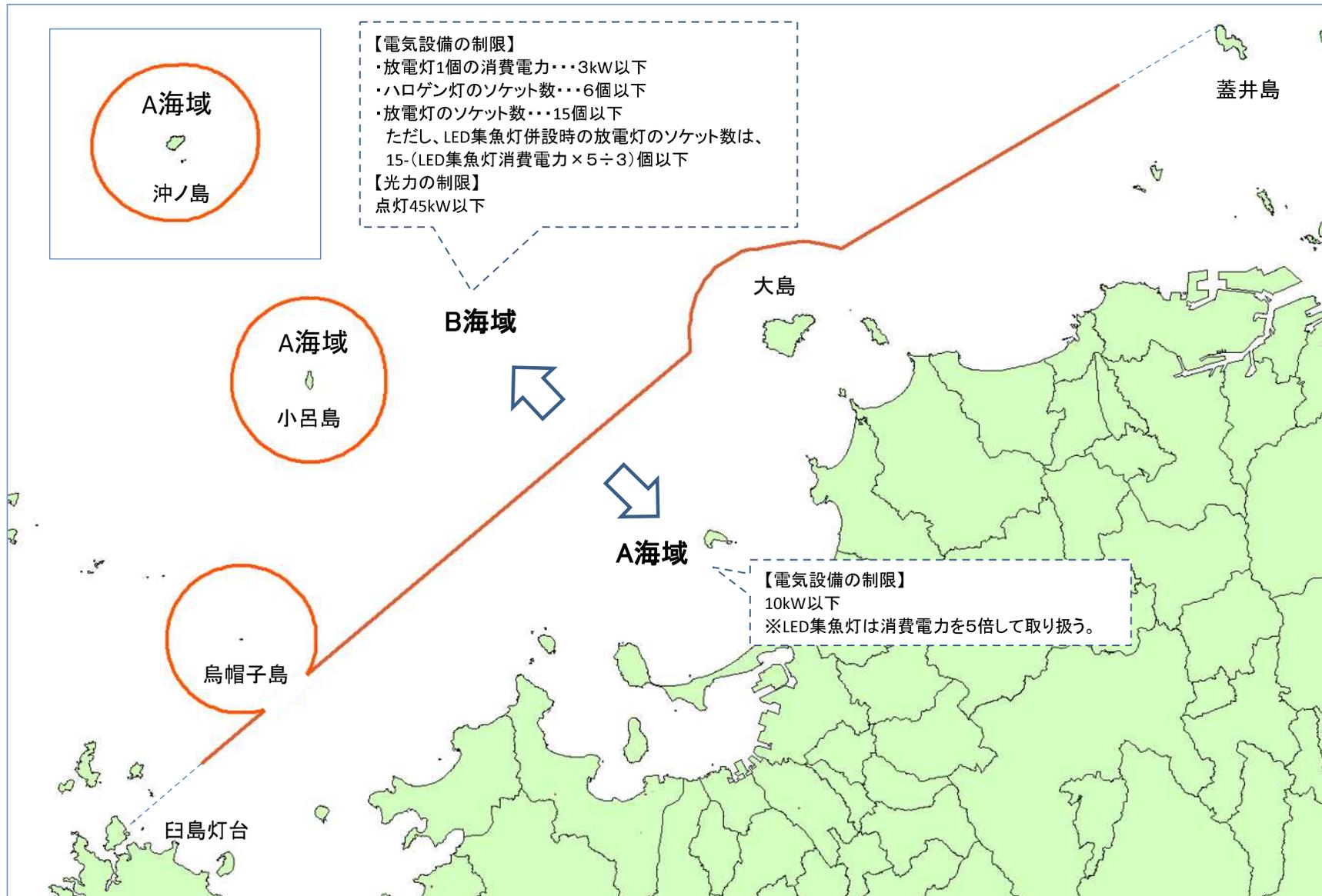
ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

#### 4 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# 指示の適用海域図





令和5年11月28日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 佐藤 政俊



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。





令和5年11月28日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会  
会長 松田 武



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当協議会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

